



2019年5月16日

各位

会社名 株式会社アカツキ  
代表者名 代表取締役社長 塩田 元規  
(コード番号 3932 東証第一部)  
問合せ先 取締役経営企画部担当 小川 智也  
(TEL 03-5422-7757)

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、本年6月18日開催予定の当社第9回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 変更の理由

##### (1) 現行定款第20条（取締役の任期）の変更

取締役の経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するため、取締役の任期を2年から1年に短縮することとし、現行定款第20条（取締役の任期）につき所要の変更を行うものであります。

##### (2) 現行定款第29条（監査役の選任方法）及び第30条（監査役の任期）の変更

法令に定める監査役の人数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役に関する規定を新設して補欠監査役の選任決議の有効期間を定めるとともに、補欠監査役が監査役に就任した場合の任期を明確にするものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第20条（取締役の任期） 取締役の任期は、選任後 <u>2</u> 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. (条文省略)	第20条（取締役の任期） 取締役の任期は、選任後 <u>1</u> 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする 2. (現行どおり)
第29条（監査役の選任方法） (条文省略) 2. (条文省略)	第29条（監査役の選任方法） (現行どおり) 2. (現行どおり)

(新設)
(新設)
<p>第30条 (監査役の任期) (条文省略)</p> <p>2. 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。</p>

<p>3. <u>当会社は、会社法第329条第3項の規定に基づき、法令に定める監査役の人数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u></p> <p>4. <u>前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>
<p>第30条 (監査役の任期) (現行どおり)</p> <p>2. 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。<u>ただし、前条第3項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。</u></p>

### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2019年6月18日 (予定)
定款変更の効力発生日	2019年6月18日 (予定)

以上